

首都直下地震から 人命と国の中枢を守る

青木あすなろ建設(株)参与
工博・土木学会フェロー
日本コンクリート工学会フェロー
技術士(総合技術監理部門・建設部門)
筑波大学非常勤講師
東京電機大学客員教授
牛島 栄

地震の被害想定

2013年12月 被害想定報告書

政府の中央防災会議は、マグニチュード(M)7級の首都直下地震が起きた場合、最悪で死者2万3000人、建物の全壊・全焼は約61万棟に上るとする新たな被害想定報告書をまとめた



報告書は、震源が異なるM7級の首都直下地震を19パターン想定し、そのうち首都中枢機能への影響が大きい都心南部直下地震(M7.3)の被害を算定している

都心の大半は震度6強で、江東区などの一部では震度7と予想されており、最も被害が大きいのは火気を使用する冬の夕方となっている

その結果

死者数全体のうち火災による死者は、最大約1万6000人と予想され、2004年度の想定(約6200人)の2.5倍に増加する

また、経済被害は約95兆円で政府予算の一般会計総額に匹敵する

地震被害想定への対策

被害想定の報告書

- ◆耐震化（東京都内の耐震率を現在の87%から94%に向上）
- ◆出火防止対策の強化



犠牲者は800人にまで減らせ、被害を10分の1に減らせると分析している

M8級の相模湾から房総半島沖で起きる関東大震災型の地震

「当面発生する可能性は低い」とされるが、もし現時点で起きた場合、千葉県や神奈川県沿岸には最大10mの津波が襲いかかり、死者は最大で約7万人・被害額約160兆円と試算されている

東京湾の海拔ゼロ付近地帯で起きる震度6強以上の首都直下地震

水門や堤防が崩壊することや地盤沈下や液状化によって、満潮時には最大76km²が浸水するとされ、水深は荒川沿いの江東区や江戸川区を中心に2~5mに達し、これはビルの2階相当に達する

災害対策基本法

死者・行方不明者100人、全壊家屋100棟を超えるような自然災害が発生し、全国レベルで経済的混乱が生じる恐れがあるような場合には、首相は対象地域や期間を明示した上で「**災害緊急事態**」を布告できる

首都直下地震時

「災害緊急事態」を布告することによって、法律によらず生活必需品の販売制限などの措置が可能になるが、その一方で国民の財産権などの侵害の恐れもあることから、**布告の基準を早急に定める必要性**がある

事業継続計画（BCP）

内閣府

今回の被害想定に合わせて、政府の活動が震災時に停滞しないように、「事業継続計画（BCP）」の素案をまとめた

優先すべき業務として6つを設定

- ◆防衛・警察
- ◆災害緊急対策
- ◆国民生活安定
- ◆金融・経済
- ◆外交
- ◆内閣

各省庁

緊急時に出勤可能な職員のリストアップと、必要な要員の都心部官舎への入居措置や発電用燃料と職員の食糧および水を1週間分備蓄するなどし、各省庁が統一性のある態勢の確立を求めている

BCP策定の継続的改善

事業継続計画(BCP)策定

Aプランがダメな場合には、Bプランで対応するなど、二重三重の対策をあらかじめ策定する必要がある

2020年 東京オリンピック・パラリンピック

開催に向け、政府と自治体が役割分担を明確にして優先順位をつけ、政府のBCP策定を継続的に改善し、日本の中枢機能がマヒする事態を防止しなければならない

国民各層の強い意志を結集することが求められる